

平成27年

議会運営委員会

12月15日

豊明市議会

# 議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

平成27年12月15日

午後 1 時30分 開会

午後 2 時05分 閉会

## 1. 出席委員

委員長	近藤郁子	副委員長	早川直彦
委員	清水義昭	委員	富永秀一
委員	近藤裕英	委員	ふじえ真理子
委員	三浦桂司	委員	一色美智子
議長	月岡修一		

## 2. 欠席委員

なし

## 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議事担当係長	水野美樹	議事課主事	川口真也
--------	------	-------	------

## 4. 説明のため出席した者の職、氏名

議会事務局長	石川晃二	議事課長	馬場秀樹
--------	------	------	------

## 5. 傍聴議員

郷右近 修	鵜飼 貞雄	蟹井 智行	後藤 学
宮本 英彦	毛受 明宏	近藤 千鶴	山盛 さちえ
近藤 善人	杉浦 光男		

## 6. 傍聴者

一般傍聴者 1名

## 7. 陳情者

陳情関係者 1名

午後1時30分開会

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 定刻に御参集いただきありがとうございます。

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

議長が御出席でございますので、御挨拶をお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） 皆さん、お疲れさまでございます。

陳情第18号、しっかりと審議していただきますようによろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ありがとうございます。

本日の傍聴につきましては、申し合わせに従って、15名以内とし、委員長において一般傍聴の入室を許可いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、今定例月議会より、委員会における陳情者からの補足説明の申し合わせ事項を変更し、委員会の中で行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

陳情第18号 市議会議長、副議長の選挙に於いて公選制を導入することを求める陳情を議題といたします。

ただいま議題といたしました陳情第18号の陳情者がお見えであります。陳情者から補足説明の申し出がありますので、陳情者から補足説明とそれに対する質疑を行います。

陳情者より補足説明をしていただきますが、説明時間については5分間をめぐりにお願いいたします。

次に、発言は、陳情の趣旨の範囲内で行うようお願いし、陳情者の意見を聞くためのものでありますので、陳情者の方から質疑をすることは御遠慮願います。なお、陳情の趣旨を超える発言があった場合は、発言を制止いたしますので御協力をお願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。

○陳情者 今、地方分権の時代において議会の役割は重要です。その議会を取りまとめ、代表するのが議長であり、そのあり方は運営に大きく影響します。その重責を担う議長の活動には大きな敬意を持つ次第であります。そこで、この陳情をさせてもらったわけですが、趣旨、説明、理由については陳情書に書いたとおりです。

そこで、このバックですけれども、6月、9月の議会において、議会改革の陳情が8件ありました。私も幾つか出させていただき、慎重に審査していただいたことを感謝します。この8つの陳情、今回のも合わせて9つですが、目的は大きく2つあります。まず、第1

に、市民の参加なくして議会改革はないということです。全国の地方議会の改革は、ここに始まります。関係文献も全てそこから書かれています。したがって、今回の陳情も、同じように市民に議会に関心を持たせる意図を持たせることを思っています。市民に関心を持たせるのは議会の役目であり、責任です。

先月の議会報告会で、議員の皆様の積極的な働きに多くの市民が集まりました。素晴らしいことです。しかし、議会側の発言で、市民参加という言葉が一度もなかったのは気になります。今後は、改革を目指す他の市町と同じように、市民参加の具体策を検討してほしいと思います。

今、議会は日本一の議会を目指す、開かれた議会にするをスローガンにしています。そして、議会改革推進協議会が開催されています。しかし、協議会の進捗を見ていると、一つ一つの項目を追いかけて、そもそも改革とは何ぞやが見えません。まず、基本スタンスを明確にすることではないでしょうか。議会改革は議会活動の目的ではありません。議会の三大目的を進めるための手段です。

そこで、そのための議会改革の体系性を分類しました。1番、議会の政策機能の強化のため。2番、議会の審議のあり方はどうすればよいか。3番、議会の情報の公開と議員の積極的な発言を広げるには。4番、議会の経費を削減する。こんなところでしょうか。この下に、審議している項目を位置づければわかります。全てここから今回の陳情もさせていただきます。

そして、その遂行に欠かせないのは議会、市民とのタイアップです。主権者である市民と、その代表である意思決定機関の議会という関係が実感できるようなつながりを構築することです。9件の陳情は全てこの趣旨で通しています。

そして、今回出したもう一つの目的ですが、議会から市民への大きなアピールです。日経新聞が隔年で全国813の市議会の改革度ランキングを発表しています。昨年のランキングで、豊明は408位です。813の中ではちょうど中ぐらいですが、この近隣の名古屋、大府、刈谷、知立、日進、みよし、そしてこの豊明の中では最下位でした。つまり、この近隣の中で一番改革のおくれている議会です。

また、早稲田大学のマニフェスト研究所がことし出した地方議会ランキングでも、豊明は400位以内に入っていません。全国市議会のトップは、どちらの調査も同じです。そして、そのテーマは、情報公開、住民参加、議会運営でした。このテーマで何が豊明に欠けているのか、どこが上位と違うのかを日経の資料から分析しました。

1年半前の話です。この中に議長選挙もあります。1番、本会議、委員会、議事録等のネット公開のおくれ。2番、政務活動費の内容と金額の公開、閲覧が不十分。3番、本会

議等での一問一答の不備。2回までですよね。4番、常任委員会での議員間の自由討議がない。5番、議会報告会、市民との意見交換会の内容が不十分。6番、議長選挙が不明瞭。マニフェスト、所信表明が見えないままに選出。

9つの陳情の多くは、この1年半前の分析がベースになっています。これをクリアすれば、ランキングは大きくアップして市民にアピールできる議会になることを期待しました。今の議員メンバーならできると思ったからです。豊明市民は、市議会に対して意識、見識が高いと私はよく言われます。その議会が近隣では最下位なのです。議会ランキングは何がテーマかわかりませんが、ランキングをアップすることを目指して、最後に、この議長選挙のあり方の陳情を出させていただきました。まずは、全国100位以内を目指そうではないですか。そうすれば、市民にこの議会が変わったんだと大きくアピールすることができます。

つけ足しですけれども、議員の方たちの中には、この続けざまの陳情に対し、少数の市民に振り回されたくないという気持ちがあると思いますが、どこの改革も、少数の市民の関心から始まります。豊明も同じです。

以上です。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 御苦労さまでした。

ただいま説明をいただいた内容について、委員の中で質疑のある方は挙手願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 陳情第18号 市議会議長、副議長の選挙に於いて公選法を導入することを求める陳情と書かれておりますけれども……。

（公選制の声あり）

○三浦桂司委員 公選制と書かれておりますけれども、議長公選制というのは、できるという、構わないという見解なのか、地方自治法103条、118条、176条に照らし合わせて。また、要旨のところには、立候補制、これもできるとお考えなのか。また、理由のところ、下のほうに、なお、条例化や公開の方法というのは、条例化ができるというお考えでしょうか。1つずついいですか。まず1つ、公選制。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 公選制について可能だと思っていられるかどうかという質問でよろしいですか。

○三浦桂司委員 はい。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） お答え願えますでしょうか。

○陳情者 公選としたのは、要するに、公開選挙という意味になりますけれども、別に秘密選挙でも構わないんですけれども、現在、今、議長を選ぶのに、立候補制はとっていま

せんけれども、議会の中で皆さんが公開して選んでいますよね、挙手だったか、起立だったか、私、記憶にないけれども。だから、それにのっとして出しました。公開した場合に、議員さんとの間の人間的なあつれきがあるかどうかという問題が出るかもしれませんから、そういうときは秘密でもいいんですけれども、秘密にしたら、逆にそういうことも起こるかもしれない。逆に、今そうやって皆さんがこの人でということで、立候補制がないだけで決めているということで、あえてこの言葉を使いました。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 続いて、立候補制についてできるかどうか、可能だと思っていられるかどうかということでよかったですか、質疑は。

○三浦桂司委員 はい。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） お答え願えますか。

○陳情者 この立候補制というのは、既に多くの議会、市議会で採用されています。一番下に、所信表明、マニフェストを導入している議会が37.2%ということも出しましたけれども、これは世論調査だったか何だかで出していますけれども、例えば、一番有名な四日市市議会でも立候補制でそれぞれ出して、事前にマニフェスト、あるいは所信表明を出した上で選挙を行っています。ほかにも、大体3割か、4割の議会がそうやっている、そこもはっきり調べていませんけど、なっています。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにいかがですか。

○三浦桂司委員 最後の。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） もう一度質問をお願いします。

○三浦桂司委員 条例化という言葉が書かれておりますけれども、条例化ができると思いますか。

○陳情者 条例化も同じです。やっているところはあります。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 済みません、指名してからお願いいたします。はい。

○陳情者 条例化も同じです。私がこの中で書いた中で、公開の選挙において、その職を志願する者が所信またはマニフェストを表明する機会を設けた後に選出するというのは、どこだったか、条例の中からそっくり取り出した文言です。条例でしなくてもそういう制度はあっていいんじゃないですか。条例にするかどうかというのは、ここに書きましたように、議会改革推進協議会で検討していただければいいです。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

早川副委員長。

○早川直彦委員 2点聞かせてください。よろしくをお願いします。

先ほど、黒石さんが説明の中に、市民参加ということをやられたんですが、議長、副

議長の選挙においての市民参加というのはどういうものを求めているのか、もうちょっと具体的に教えていただけるでしょうか。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） お答えいただけますでしょうか。

黒石さん、どうぞ。

○陳情者 市民参加というのは、大きく取り上げた中で、議会改革というのは、はっきり言って、市民参加なしにできるなんていうことはあり得ません。市民参加のない議会改革というのは餅の入っていない雑煮みたいなものです。だから、直接ではないですけど、私が選挙というものにしたのは、市民にそれだけの、さっき陳述で述べたように、関心を持ってもらうというので、過去にやっと出した、私だけじゃないよ、皆さん出してくれたんだけど、そういうものも全てそこから始まります。だから、この議会に関心を持ってもらうということが非常に大事であるという中で、最後に出したのがこれなんです。

1年半前の日経新聞の調査によると、議長の選挙というのは非常に大きなポイントになっていました。これをやっているところはここに書いたぐらいですけども、だから、これが1つ大きくなるんじゃないかなということで、それに絡めて出させていただきました。

○早川直彦委員 もう一つお聞かせください。

陳情の中にマニフェストということが書かれているんですが、マニフェストというと、首長選挙とかのマニフェストという意味になるんですけど、ここでいうマニフェストというのはどのようなものを想定されているのでしょうか。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） お答え願います。

○陳情者 マニフェストというのは、19世紀にイギリスの議会から始まったことなんですけれども、これを日本に持ち込んだのが、当時の三重県知事、今の早稲田大学の名誉教授でマニフェスト研究所というのをやっていますけれども、である北川正恭という人が日本の地方議会に持ち込みました。ローカルマニフェストといいます。それに、当時のそうそうたるメンバーで、岩手県知事の増田寛也さん、今、創生会議で有名になっていますけど、それから、総務大臣にもなった片山善博さん、あと、後に神奈川県知事になった松沢——何シゲだったかな——という人の賛同を得て一遍に広がりました。

これは、今までの選挙公約というのが、ともすればおいしいことをいっぱい並べて抽象的なものになりがちであると。それをやめるためにこのマニフェストというものを持ち込んだ。マニフェストというのは、選挙に臨む人が、数字を特に絡めて自分がもし当選したらやるということを訴えるんですね。選挙が終わって、もし当選した場合には、その進捗ぐあいを選挙民に対して逐次報告します、何%やった、何%やったと。

これは御存じだと思いますけど、豊明の前市長の石川市長がこれをそっくりやりましたね。

マニフェスト45項目挙げて、それをどのぐらい進捗したかということをやりました。もしこれができなくなった場合には、それがどうしてできなくなったということを市民に説明する義務があります。今の小浮市長もマニフェストで当選していますので、これは市民にその進捗度を報告する義務があります。したがって、これができれば一番いいんですが、豊明の議長の任期というのは1年なんですよね。1年で果たしてそれが数字として具体的にあらわれることができるかどうかという疑問が1つ浮かんできます。

今、月岡議長は、私は非常に頑張っておられると見ていますけれども、それがそういう数字であらわすことができないことがあった場合においてマニフェスト、または所信表明と書きました。所信表明というのは、その方が持っている自分の考え方、信念、主義、主張を演説その他の場で表明するということですから、ぐっとマニフェストよりも後退しますけど、少なくとも選挙する前にそれを表明するということに大いに意義があると思います。そういう意味でマニフェスト、または所信表明と書かせていただきました。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 以上で、陳情者による補足説明と質疑を終わり、陳情の審査に入ります。

陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、議会事務局は質疑に対してわかる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 今、陳情者にお尋ねしたと同じことをお聞きします。

議長公選制、豊明市議会としては構わないという見解なのか、できるという見解なのか、まず1点、お願いします。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 答弁をお願いします。

石川局長。

○議会事務局長（石川晃二君） 見解を述べてよろしいんですか。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 質問の仕方を。

○三浦桂司委員 できるか、できないかということをお尋ねします。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

石川局長。

○議会事務局長（石川晃二君） 地方自治法の中で、議長の選挙は103条で選挙しなさいと。議員の中から、議長及び副議長1人を選挙しなければならないというのが103条の規定で



す。118条に、投票による選挙ということで、公職選挙法の46条から95条までの規定を準用するというふうで、公選制というのはその中にはないです。

以上です。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 ということは、ここに立候補の規定が準用されていないということは、立候補を行う公的担保はありますか。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

石川局長。

○議会事務局長（石川晃二君） 公選制と立候補というのはまた別じゃないかなというふうには思っておるんですけども、根拠があるか、ないかという、規定では何もないという形です。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 根拠がないことは、見解を言ってもらったら困るんですけども、できないということですか、根拠がないということは。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） できるか、できないかということでお答えいただくわけですか。

○三浦桂司委員 はい。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 答弁できますか。

石川局長。

○議会事務局長（石川晃二君） 何ができるか、できないかをちょっと。

○三浦桂司委員 議長公選制。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 公選制ができるか、できないか、答弁願います。

石川局長。

○議会事務局長（石川晃二君） 見解を求められるというのは、法的にはないですよということしか。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ここで皆さんにお願いいたします。

少し私語が大きく聞こえますので、少し御配慮いただきますようお願いいたします。

ほかにございませんか。

早川副委員長。

○早川直彦委員 県内でも近隣でもいいんですが、マニフェストないし立候補制をとって

いるという状況というのは、事務局で把握しているのでしょうか。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

馬場課長。

○議事課長（馬場秀樹君） 近隣の市町、尾三11で調査をしたところ、立候補制をとっているところは、小牧市、日進市、以上11市の中の2市であります。ただし、立候補制の導入ではないですけれども、そのような項目を設けているところが1市、尾張旭市がございました。

以上です。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

早川副委員長。

○早川直彦委員 立候補制をとるということ自体に対しては、これは自治法とか、何も問題ないということなんですか。何か制限があるとか、どうなんですか。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

馬場課長。

○議事課長（馬場秀樹君） 根拠があるかどうかというところは、先ほどの局長の部分と同じで、見解を申し述べることはできないんですけれども、調査をしたところの市町の根拠というのは、申し合わせ事項で申し合わせていると、そのような回答をいただいております。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

早川副委員長。

○早川直彦委員 ここまではつかんでいないのかもしれませんが。その方法は暫時休憩をとるとか、協議会でやるとか、その辺までは情報は入っていないのでしょうか。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

馬場課長。

○議事課長（馬場秀樹君） こちらのほうでわかる範囲でお答えをさせていただきますと、小牧市さんは、本会議の休憩中の議場内で所信表明を行っている。日進市さんにおきましては、全員協議会の場で行っている。あと、尾張旭市さんは、立候補制とは別にして、所信表明の部分につきましては本会議場で行っているという、一応、その調べはついております。

以上です。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 わかる範囲で結構ですが、立候補制をとっているところは、立候補を、受け付けというか、あるいは締め切りから実際の選挙までの期間というのはどうなっていますか。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 答弁できますか。

石川局長。

○議会事務局長（石川晃二君） 小牧市さんが、選挙日の前日の午後8時半から正午まで届け出期間、前日の午前8時半から正午まで。

（午後の声あり）

○議会事務局長（石川晃二君） 日進市さんが、会議の招集日の午前8時30分から午前9時の間に届け出を。招集日ですので、考えられますのが、日進市さんですと、臨時会が招集日になりますので、その日の午前8時から9時の間に届け出をすると。とりあえずわかっているのはそれぐらいですね。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 議長というのは、議員20名が全員候補者であるので、立候補しなかった議員の名前を書いたとしても当然有効になるはずで、僕も小牧市の正副議長選の方法を持っているんですけども、どの候補者名を投票しても、法的には有効投票となるが、モラルとして立候補者の中から投票を行うものとする。しなければならぬではなくて、ものとする書かれております。

豊明市議会では4分の1、これは有効得票数ですので、最多得票者であったら、確認ですけども、立候補しなかった人の名前を書かれたとしても当選できるわけですね。確認です。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 答弁できますか。

石川局長。

○議会事務局長（石川晃二君） 豊明市議会では、有効投票、あれば、最多得票の方が当然当選という形になるかと思いますが、まだ立候補制が導入されていないものですから。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 私も前期、前々期ですか、かなり立候補制ということに対して会派の中で議論したときに、いろんなところで、議長選において、先ほど言われたように、所信表明をどこかの場で行うというのは、それは構いませんけれども、公選制を導入することはできないという、こういうことをいろんなところから聞いておりますので、ここの公選制

という言葉が、導入することを求めることが陳情であります。そして、この要旨のところには立候補制と。これも調べましたところ、以前、公に立候補制はとれないという結論とか、大多数の方がそういうことを言われておまして、この陳情の要旨と、もちろん言われることはわかりますけれども、所信表明という書き方であれば大して問題はないと思いますけれども、公選制を導入できるのかということになると、これは豊明市では、再度確認しますけれども、大丈夫なわけですか。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 公選制がとれるかどうかといったところ。

○三浦桂司委員 公選制をとれるのかどうか、根本的な部分でちょっとお願いします。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 答弁できますか。

石川局長。

○議会事務局長（石川晃二君） できるかどうかは、今この場ではちょっと判断できませんので、回答はできません。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） できるかどうかわからないということですね。

ほかにございませんか。

富永委員。

○富永秀一委員 小牧市、日進市、尾張旭市の場合には、これは正副議長ともですか。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

馬場課長。

○議事課長（馬場秀樹君） 調査は、正副議長においてということで調査をしております。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤裕英委員 もし調べた中でわかればいいんですけど、実際に選挙になっていたんでしょうか。例えば単独の候補者だけで。申し合わせの中で選挙制度があったとしても、単独立候補だったとか、そういう情報はわかりますか。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

馬場課長。

○議事課長（馬場秀樹君） 制度について調査をただけで、実際候補者が何人立ったとか、これを活用したとかというところまでは調査は及んでおりません。

以上です。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

清水委員。

○清水義昭委員 確認ですけど、立候補者が仮に1人だった場合、どうされているとか、

そういうところはわかりませんか。選挙されているのかな。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

馬場課長。

○議事課長（馬場秀樹君） 申し合わせの中では、候補者が1人の場合でも所信表明を行うという申し合わせをとっておるところもございます。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 石川局長。

○議会事務局長（石川晃二君） 小牧市さんは、1人の場合は、代表者会議において指名推薦の方向で協議を行い、そういう形ですと。1人の場合は指名推薦の方向でいかれるという規定が設けてありますので、そういう形になるのかなと思います。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○議会運営委員長（近藤郁子議員） それでは、以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

富永委員。

○富永秀一委員 議員間討議は行わない。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 申し出がありませんので。

○富永秀一委員 わかりました。

私は、採択すべきものという立場で討論いたします。

ここにおいて、タイトルでは公選制となっておりますが、要旨及び理由を見ますと、これはあくまで一般市民ではなく、議員の中で選ぶという意味だというふうに解釈ができます。その上で、他市でも正副で立候補制をとっているところもありますし、また、現在も選挙は行われているわけですが、なぜこの陳情が出されたかの意図を考えますと、議長及び副議長がどういう議会を目指すのかというのを、所信表明なり、マニフェストなり、一般市民が知ることのできる、そういった機会を設けてほしいということが趣旨だと考えられますので、その機会を公式につくるという意味では、これに反対するものではない。

また、やり方についても、規則なのか、条例なのか、また申し合わせなのか、そのあたりについては、議会改革推進協議会でどういった方法でやるかは検討してくださいというふうになっておりますので、そのあたりまで縛るものではないということを総合的に考えますと、これは採択すべきものだと考えます。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 所信表明という表現であれば、私は問題ないと思いますけれども、先ほど局長が言われたように、この公選制が適法であるかどうかということは答えることができないと言われました。ということは、この表題、理由内容、要旨という点はよくわかりますけれども、この立候補制というの、私の調べた限りは、公には立候補制はとれないということで、公選制の導入を求める陳情ですので、公職選挙法が適用されないということで、立候補制がとれないという見解を私たちの会派は持っておりますので、法に基づいて行うことができないというのは民主主義の原点だと私は思っておりますので、この部分、公選制という言葉が書かれている、また要旨において、立候補制ということが書かれている。よって、この部分を、法の趣旨からすれば賛成できないということで、不採択という考えです。趣旨採択にしようかと思ったんですけれども、やっぱり公選制を導入すると書かれておりますので、そして、立候補制としてということが書かれております。さまざま資料がありますけれども、以上で不採択の理由といたします。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 改革の会を代表して、採択の立場で討論させていただきます。

立候補制とかいうふうに文章では書かれていますが、議会の申し合わせとか、立候補制とか、書いてある議会というのものもあることも確認しております。選挙法に該当しないような扱いの文書で、ただ書いてあるだけというところも多々あります。やっているところも4割弱ぐらい、今、スタンダードになりつつありますので、その部分については問題ないというふうに私は解釈しております。

市民の参加、市民に関心を持っていただくためのツールの1つというふうに私は受けとめました。確かに、議会は何をやっているんだろうというところで、どのように決まったんだろう、どういうことを進めていくんだろうと。なかなかマニフェストというところまでいくと、これはすごいハードルが高いのかもしれませんが、立候補してこういうふうに進めていきたい、議会改革度を上げたいとか、いろんな思いが議長も副議長もあると思います。そういう部分は、いろんな方法で市民の方に知らせるということは、やっぱり市民に関心を持ってもらう1つのツールだと思います。

議会として、皆さんも多分共有していると思います。今回は随分変わったねとか、よくなったねという言葉も私もよく聞くようになりました。そういうのも一つ一つの積み重ねだと思いますので、今後、こういうことにも目を向けて進めるべきだと思って採択といたします。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○議会運営委員長（近藤郁子議員） それでは、以上で討論を終結し、採決に入ります。  
陳情第18号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 賛成多数であります。よって、陳情第18号は、賛成多数により採択すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については、私に一任願えますでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ありがとうございます。委員会報告書につきましては、例に従い提出させていただきます。

慎重な審査、御苦労さまでした。これにて議会運営委員会を閉会いたします。

午後2時5分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会

委員長